

人事行政の運営等の状況を公表します

町の人事行政の運営等の状況について、住民の皆さんにご理解をいただくため、次のとおり公表します。なお、詳しいデータはHPに掲載しています。 ☎総務課職員係 (☎407、408) FAX274-1055



1. 職員の任免及び職員数に関する状況 [※文中・表中の()内数値は内女性数] (単位:人)

●職員の採用状況

平成22年度採用者数	事務職	保育士	技術職
新規採用職員	9 (3)	2 (2)	1 (0)
再任用職員	3 (0)	—	1 (0)

●職員の退職・再就職の状況

	事務職・技術職	保健師	計
定年退職	9 (2)	—	9 (2)
勸奨退職	3 (0)	—	3 (0)
自己都合退職	1 (1)	1 (1)	2 (2)
退職者計	13 (3)	1 (1)	14 (4)

●定員適正化計画の年次別状況

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27
計画数	—	310	309	306	305	301
実数	313	311	—	—	—	—

第4次定員適正化計画に基づき、人員管理に努めています。この計画は、平成22年4月1日の職員数を基準とし、12名の減員を目標としています。

●部門別職員数の状況 (各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成22年	平成23年		
一般行政部門	議会	3	3	0	
	総務	65	66	1	職員派遣開始による増
	税務	25	25	0	
	農林水産	3	3	0	
	商工	3	3	0	
	土木	27	26	△1	職員配置の見直しによる減
	民生	76	74	△2	退職者不補充による減 職員派遣終了に伴う減
	衛生	20	23	3	職員派遣開始による増 業務強化のための増
	小計	222	223	1	
	特別行政部門(教育)		56	52	△4
公営企業等 会計部門	水道	10	10	0	
	下水道	5	5	0	
	その他	20	21	1	職員派遣開始による増
	小計	35	36	1	
総合計		313	311	△2	

2. 職員の給与の状況

◆人件費の状況 (平成22年度普通会計決算)

歳出額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
12,176,926千円	2,465,213千円	20.2%

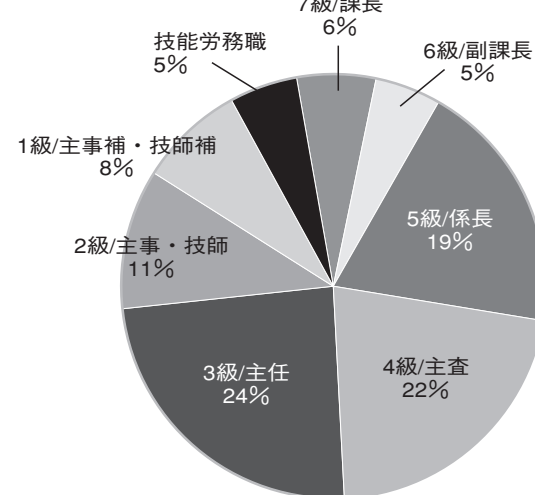
人口 38,180人 (平成23年3月31日現在)
※人件費には、特別職の給料・報酬を含みます。

◆給与費の状況 (平成23年度普通会計予算)

給料	職員手当	期末・勤勉手当
1,182,940千円	242,858千円	447,403千円

一人当たりの給与費 6,286千円 (職員数298人)

◆職員数の状況



◆平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (平成23年4月1日現在)

職种	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	344,547円	414,015円	45歳7ヶ月
技能労務職	295,300円	348,891円	43歳9ヶ月

◆職員の初任給及び経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成23年4月1日現在)

区分	学歴	決定初任給		採用2年経過日給月額
		大学卒	高校卒	
一般行政職	大学卒	184,200円	194,200円	
	高校卒	149,800円	160,200円	

区分	数	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満
		大学卒	269,940円	331,257円
高校卒	—	301,433円	327,044円	

◆職員手当の状況 (平成23年4月1日現在)

区分	内容
賞与	期末・勤勉手当 年間3.95月分
地域手当	給料・扶養手当及び管理職手当の合計額の8%
その他条例により支給される手当	扶養手当・住居手当・特殊勤務手当・通勤手当・時間外勤務手当・管理職手当等

◆特別職の報酬等の状況 (平成23年4月1日現在)

区分	給料月額 (条例上の給料月額)	期末手当
町長	525,000円 (750,000円)	年間3.90月分
副町長	544,200円 (640,000円)	

※町長は30%、副町長は15%の減額を行っています。

区分	報酬月額	期末手当
議長	326,000円	年間4.10月分
副議長	272,000円	
委員長	260,000円	
議員	252,000円	

3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

●勤務時間の概要

始業	終業	休憩時間	1週間の勤務時間	週休日
8:30	17:15	12:00~13:00	38時間45分	土・日曜日

※図書館や保育所等、職場によって変則勤務があります。また、本庁窓口業務の一部及び各出張所の開庁を、毎月第1土曜日の午前8時30分から正午まで実施しています。

●休暇制度の概要・種類等

休暇の種類	有給・無給の別	概要
年次有給休暇	有給	1年につき最高20日間付与され、前年度からの繰越分を含め最大年40日間。
病気休暇	有給	負傷又は疾病の為に療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合、医師の証明に基づき、その治療に必要な期間認められる休暇。(最高90日)
介護休暇	無給	配偶者、子、職員又は配偶者の父母などの親族で、負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しない事が相当な場合に認められる休暇。
組合休暇	無給	職員団体の業務又は活動に従事する期間における休暇。
特別休暇	有給	条例に定められた特別な事由により職員が勤務しないことが相当であるときの休暇。《主なもの》産前・産後休暇、育児時間、忌引、結婚休暇、配偶者の出産、子の看護のための休暇、夏季休暇等。

4. 職員の分限及び懲戒処分の状況 (平成22年度)

区分	種類	内容	該当
分限処分	休職	・心身故障のため、長期の療養を要するとき ・刑事事件に関し起訴されたとき	4人
	降下免職	・勤務成績不良や心身の故障等、その職に必要な適格性を欠くとき ・廃職又は過員を生じたとき	なし
懲戒処分	戒告 減給 停職 免職	・法令、条例、規則、規程に違反したとき ・職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき ・全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があったとき	戒告1人 減給2人

5. 職員のサービスの状況 (平成22年度)

◆職員の守るべき義務の概要

地方公務員法により、職員に対し、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限など、服務上の強い制約を課しています。

◆職務専念義務免除の状況

厚生計画への参加	663件
その他(研修への参加、消防団活動等)	3件

◆営利企業等従事の許可状況

新たに許可をした件数は17件で内容は統計調査員等です。

6. 職員の研修の状況 (平成22年度)

区分(コース数)	参加人数(のべ人数)	主催
一般研修(2)	48人	町
特別研修(4)	288人	町
派遣研修(11)	125人	彩の国さいたま人づくり広域連合等

7. 職員の福祉及び利益の保護の状況

区分	内容
共済組合	短期給付(病気・ケガ・出産・死亡等に対する給付) 長期給付(職員の退職・障害・死亡に対する年金または一時金給付) 福祉事業(健康の保持増進事業や住宅資金の貸付等)
職員友和会(任意互助組織)	鑑賞助成、スポーツ大会など 友和会への助成金 1,113千円(平成22年度)

8. 公平委員会の業務の状況

平成22年度に、勤務条件に関する措置要求はなく、不利益処分に関する不服申し立てが1件でした。